

## 学生の休学中の在籍料等について

作新学院大学、同大学院、同女子短期大学部では、休学中であっても学生が希望すればスクールバスや学内施設の利用、キャンパスライフ支援室や担任（教員）による相談などのサポートを受けることができます。このことから、休学中の学生には費用（在籍料）の負担をお願いしています。

なお、休学に関する学内規程は、以下に示す通りです。

### 【作新学院大学 学則】

第 19 条 病気その他やむを得ない事由により引き続き 2 か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、病気による場合は医師の診断書を添えなければならない。

2 学長は、病気のため修学することが適当でないと認めた者には、休学を命ずることがある。

3 前二項の決定に当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べることができる。

第 20 条 休学の期間は、その学年の終わりまでとする。ただし、学長は、事由によりさらに 1 年間延長を許可することがある。

第 21 条 休学した期間は、第 7 条に規定する修業年限には算入しない。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることはできない。

第 41 条 休学者は、休学期間中に、別表第 6 に定める在籍料を納めなければならない。

2 前項の休学者に対しては、休学期間中の授業料等を免除する。ただし、途中で復学した者は、復学した日の属する期の授業料等を納めなければならない。

別表第 6 在籍料（第 41 条関係）

費 目	金 額	納入する時期
在籍料	半期 50,000 円	休学するとき、学期初めに納入

### 【作新学院大学大学院 学則及び学費納付規程】

#### [学則]

第 26 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、3 月以上修学することができないときは、所定の手続を経て休学することができる。

2 疾病その他の事由で修学が不相当と認められる者は、休学を命ずることができる。

3 前 2 項の場合において、休学の事由が消滅し復学しようとするときは、ただちに復学願を提出し、許可を得なければならない。

4 前 3 項の許可又は命令は、研究科委員会において審議し、学長が意見を求め決定

する。

第 27 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して修士課程及び博士前期課程にあつては 2 年を、博士後期課程にあつては 3 年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限に算入しない。

第 42 条 休学者に対しては、休学期間中の学費は免除する。ただし、途中で復学した者は、復学した日の属する期の学費を納めなければならない。

第 43 条 休学者は在籍料を納めるものとする。

2 在籍料に関して必要な事項は、別に定める。

#### 【学費納付規程】

第 3 条 休学者の在籍料は、別表 2 に掲げるところにより、納付するものとする。

〔別表 2〕 在籍料

項 目	金 額	納入する時期
在籍料	半期 50,000 円	休学するとき、学期初めに納入

#### 【作新学院大学女子短期大学部 学則】

第 19 条 疾病その他やむを得ない事情により、2 ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第 20 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は、修業年限及び在学年数には算入しない。

第 39 条 休学者は、休学期間中に、別表第 3 に定める在籍料を納めなければならない。

2 前項の休学者に対しては、休学期間中の授業料等を免除する。ただし、学期の中途において復学した者は、その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

別表第 3 在籍料（第 39 条関係）

費 目	金 額	納入する時期
在籍料	半期 50,000 円	休学するとき、学期初めに納入

以上